

所 属：個人所属

型 式：シェンプ・ヒルト式ディスクス b 型（滑空機、単座）

登録記号：J A 9 7 K D

発生場所：栃木県河内郡上河内町大字上小倉 1 2 4 7

発生日時：平成 1 2 年 3 月 1 8 日 1 4 時 1 0 分ごろ

1 航空事故調査の経過

1.1 航空事故の概要

J A 9 7 K D は、平成 1 2 年 3 月 1 8 日（土）レジャーのため、機長だけが搭乗し、栃木県小山絹滑空場を飛行機曳航で発航し、同県河内郡上河内町付近上空を飛行中、1 4 時 1 0 分ごろ、水田に不時着した際、機体を損傷した。

搭乗者の死傷 負傷無し

航空機の損壊 中破

1.2 航空事故調査の概要

主管調査官が、平成 1 2 年 3 月 1 9 日、現場調査を実施した。

原因関係者から意見聴取を行った。

2 認定した事実

2.1 航空機乗組員等に関する情報

機長 男性 3 0 歳

自家用操縦士技能証明書（滑空機） 第 1 8 8 8 8 号

限定事項 上級滑空機 平成 4 年 1 0 月 1 2 日

操縦教育証明（滑空機） 第 8 4 9 号

平成 6 年 4 月 1 4 日

総飛行時間 2 8 9 時間 5 4 分（発航回数 1, 4 8 7

回）

最近 3 0 日間の飛行時間 1 3 時間 1 2 分（発航回数回）

同型式機飛行時間 2 7 時間 1 8 分（発航回数 2 回）

最近 3 0 日間の飛行時間 4 時間 5 4 分（発航回数回）

2.2 航空機に関する情報

2.2.1 航空機

型 式

シェンプ・ヒルト式ディスクス b 型

総飛行時間 120時間37分
事故当時の重量及び重心位置 345kg、28.3cmと推算され、許容範囲内と推定される。

2.2.2 航空機各部の損壊の状況

- | | |
|------------|----|
| (1) 胴体（後部） | 破断 |
| (2) エレベーター | 損傷 |
| (3) キャノピー | 亀裂 |

2.3 気象に関する情報

2.3.1 事故現場の北北西約9kmに位置する宇都宮地方気象台塩谷地域気象観測所の事故関連時間帯の観測値は、次のとおりであった。

14時00分 風向 南東、風速 3m/s、気温 12.4、日照時間 1h、
降水量 0mm

2.3.2 機長によれば、事故現場付近の気象は、次のとおりであった。

天気 晴れ、風向 270°、風速 2~3m/s、視程 10km以上

2.4 現場調査

2.4.1 事故現場の状況

事故現場は、河内郡上河内町の水田内で、機体は機首を概ね南西に向けて停止していた。機体の南側には、南北方向に約20mの接地痕跡があった。これらは、主車輪、尾輪、主翼によるものと推定された。畦には胴体が接地した時に生じたと思われる痕跡があった。機体の近くには、胴体破片があった。

（付図1、2及び写真1、2参照）

2.4.2 飛行の経過

事故に至るまでの経過は、機長によれば、概略次のとおりであった。

小山絹滑空場に10時ごろ到着し、飛行仲間と協力して機体を組立て、その後、点検を実施し、異常のないことを確認した。

視程は悪く、遠くまで飛行が出来る日ではないと思われたので、周辺の飛行を考えた。

小山絹滑空場（標高33m）周辺の飛行予定で、12時40分ごろ飛行機曳航にて、高度計を0mにセットして発航した。12時45分ごろ、結城市上空600mで飛行機曳航から離脱した。その後上昇を続け、13時10分

ごろ小山絹滑空場の北約9 kmの位置で高度1,300 mに達した。

高度が得られ、飛行を継続できそうになったので、予定を変更し小山絹滑空場の北約50 kmの東北自動車道矢板インターチェンジを目指し、1,000 ~ 1,500 mの高度を保ち、飛行を続けた。13時50分ごろ矢板インターチェンジ上空1,000 mに達した。

その後、小山絹滑空場に向かって南下を開始したが、矢板インターチェンジから約8 km南に位置する氏家滑空場（標高165 m）上空で800 mまで高度が低下したため、小山絹滑空場への飛行を続けるには上昇する必要がある、上昇気流の発生が期待できる氏家滑空場の北西約7 kmの羽黒山（標高458 m）上空に向かった。この時、最悪の場合は、氏家滑空場に着陸しようと考えた。

羽黒山付近上空で上昇気流による高度回復ができず、500 mまで高度が低下してしまい、小山絹滑空場への飛行はできないばかりか、氏家滑空場への着陸も困難と判断し、水田に不時着することを決意した。

北東に向け進入し、着陸したが、気が付いたら、機体は機首を南西に向け、胴体後部を損傷し、畦に乗り上げ停止していた。

（付図1、2及び写真1、2参照）

2.5 その他必要な事項

本飛行に関し、航空法第97条第2項に定める飛行計画の通報は、なされていなかった。

3 事実を認定した理由

3.1 同機は、機長の口述から、小山絹滑空場周辺で飛行する予定を変更し、同滑空場から約50 km離れた矢板インターチェンジ付近まで飛行し、帰投中、河内郡上河内町付近上空で、高度が低下したため、小山絹滑空場への飛行はできず、近くの氏家滑空場への着陸も困難と判断して、水田に不時着したものと推定される。

なお、調査の結果から同機には、不時着までは事故と結びつくような不具合は、無かったものと推定される。

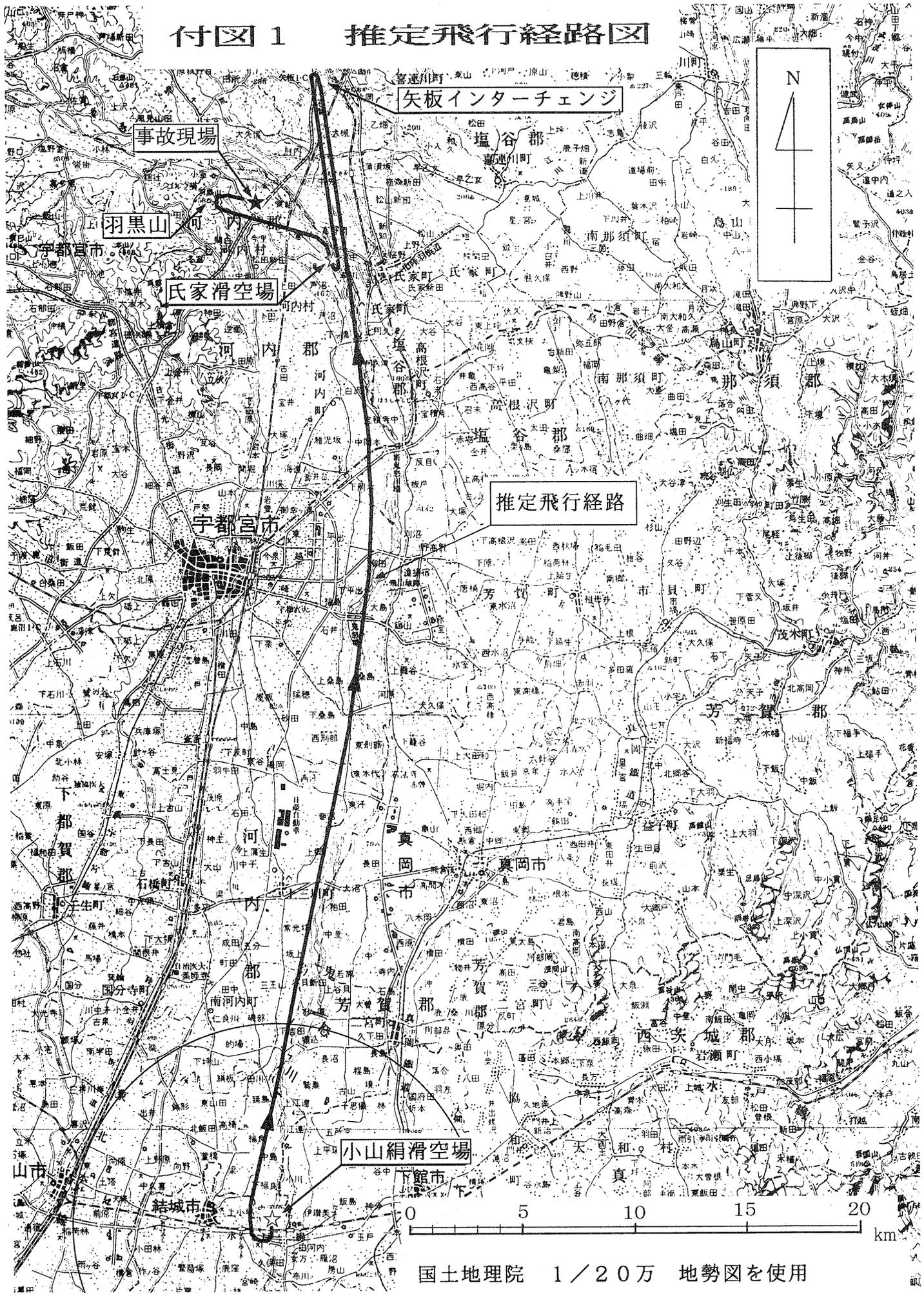
3.2 機体を損傷したことについては、機体の損傷状況及び地上痕跡から畦に強く衝突したためと推定される。このことは、同機が横背風を受けたため、着陸時、強く接地し、バウンドして、斜横滑りのまま畦に衝突し、胴体後部が畦に乗り上げたことによるものと推定される。

3.3 同機が不時着したことは、飛行に見合う気象情報や着陸適地の情報等を得ないまま予定の飛行空域を安易に変更したことが、関与したものと考えられる。

4 原因

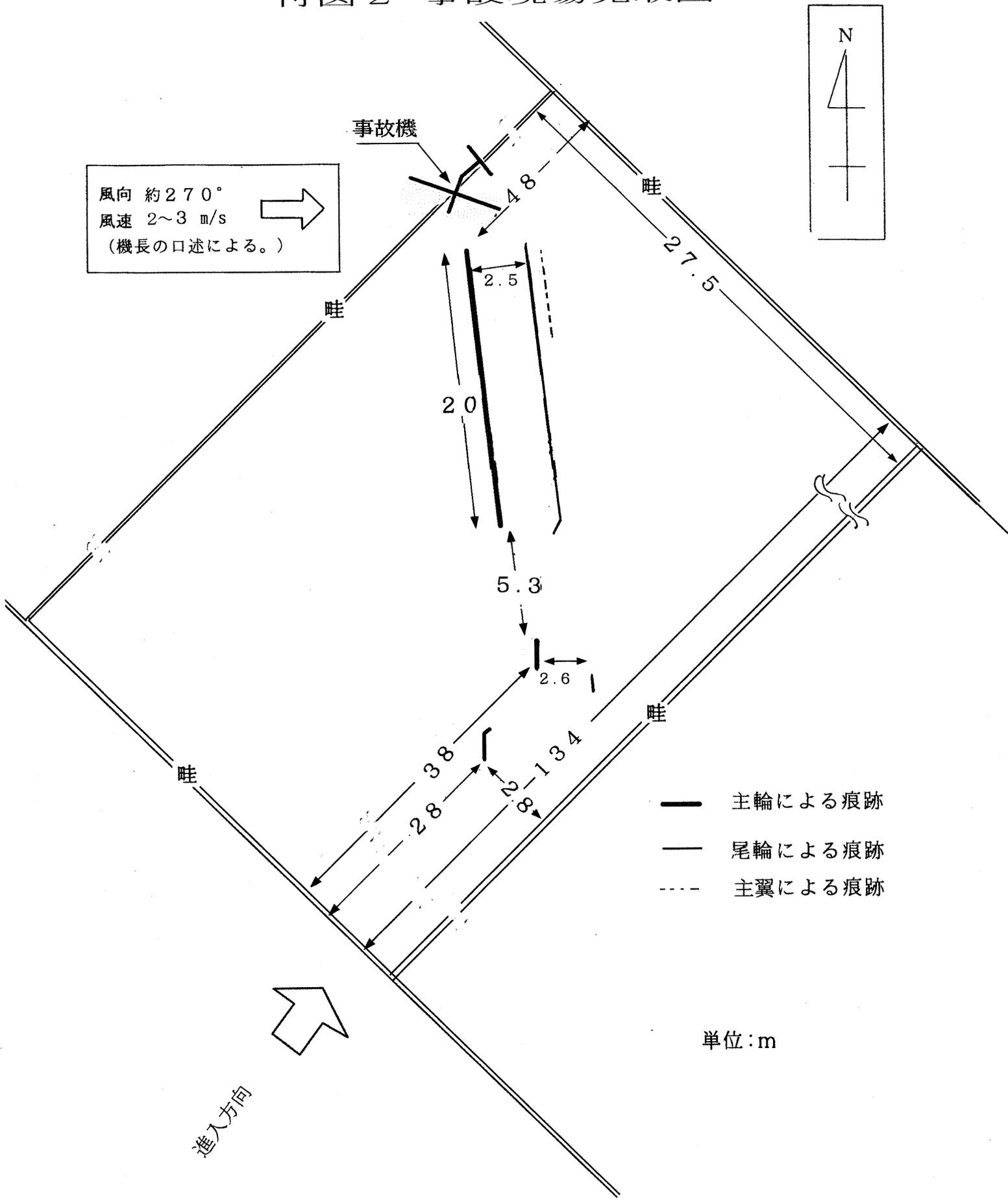
本事故は、同機が飛行を継続するための高度が得られず、水田に不時着した際、畦に衝突し、機体を損傷したことによるものと推定される。

付図1 推定飛行経路図



国土地理院 1/20万 地勢図を使用

付図 2 事故現場見取図



付図3 シェンプ・ヒルト式
ディスクス b 型 三面図

単位：m

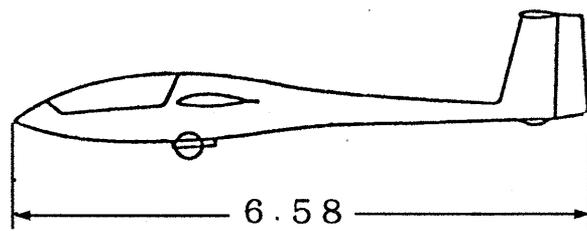
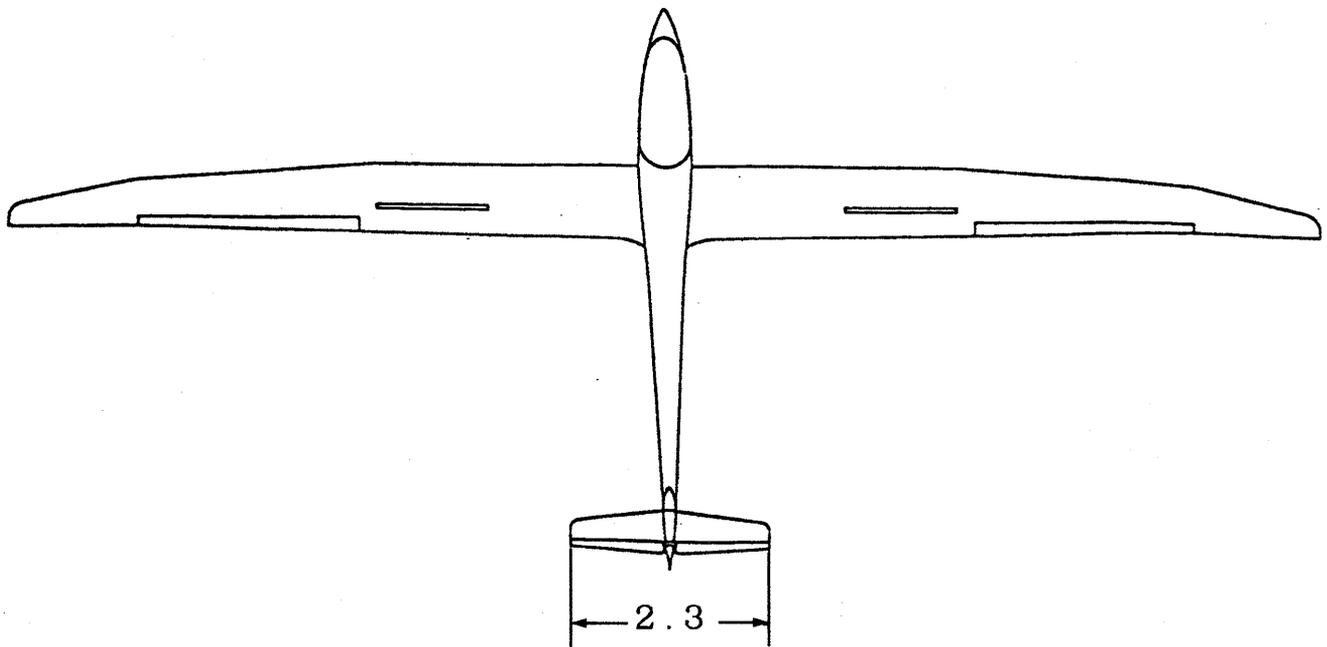
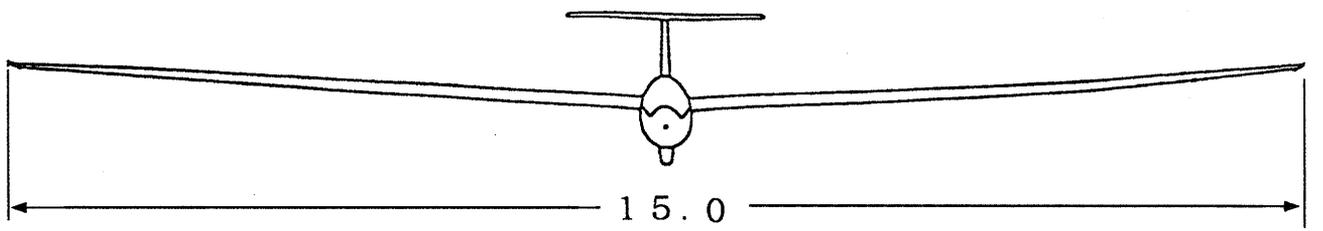


写真 1 事故現場

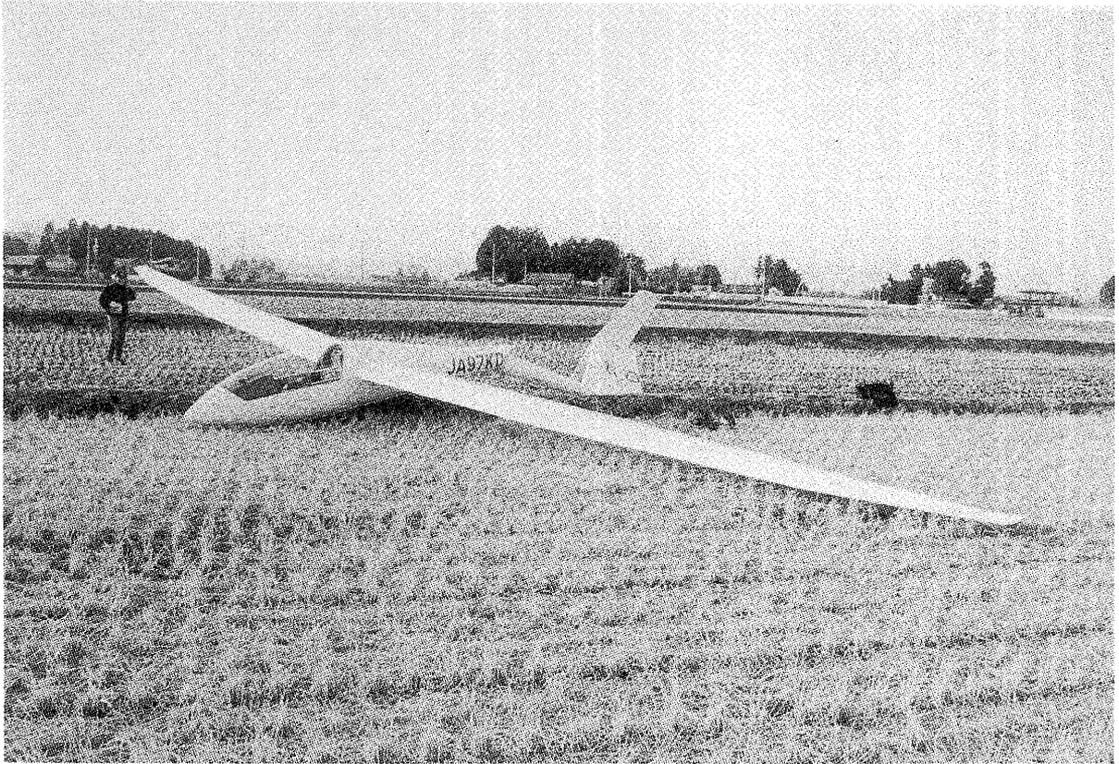


写真 2 事故機

